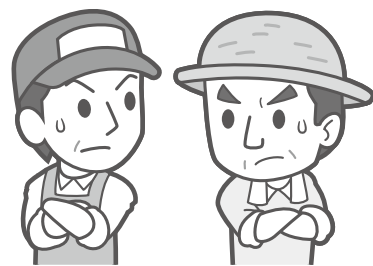


会計ソフトの弥生に聞いた インボイス制度の仕組み

第1回

農業者にも影響するインボイス制度

2023年10月1日に「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が施行される。まだ1年半以上も先のため、現場での動きは鈍いが、農業者への影響も大いにある。そもそも認知自体が低い。そこで今回、会計ソフトの弥生株式に協力を得、この制度の仕組みを解説してもらうことにした。連載で数回にわたって届ける。



「インボイス制度」とは、正確には「適格請求書等保存方式」という名称です。消費税に関するもので、農業者にも影響します。どの立場でも業務にかかわってくるため、事業に影響のある制度とされています。

事業者は大きく分けますと、課税事業者と免税事業者のどちらかになります。消費税の計算や申告が必要な課税事業者（注…基準期間の課税売上が1000万円超。1000万円未満は免税事業者）のうち、基準期間（前々年度）の課税売上が5000万円超の場合、本則課税で消費税額を計算することになっています（注…1000万円以上5000万円未満の場合は簡易課税を選択可）。本則課税は、課税売上にしかかわる消費税額から課税仕入にかかわる消費税額を差し引いて計算します。こ

れを「仕入税額控除」といいます。その税額を国に納付（または還付）します。免税事業者は、消費税を納付しないため、消費税額の計算はしません（注…自ら届け出れば課税事業者になることも可能）。

現在、本則課税の計算で買い手側が仕入税額控除を行なうには区分記載請求書等の保存が要件となっていますが、2023年10月1日からは適格請求書（以下、インボイス）等の保存に変更します。つまり、このインボイスがないと仕入税額控除ができないということとです。

インボイスには従来の区分記載請求書にある内容に加え、適格請求書発行事業者の登録番号と税率毎の消費税額の記載が追加されます。区分記載請求書は売り手側に発行する義務はなく、誰でも発行できるものでしたが、インボイス

は税務署に申請して登録番号を取得した課税事業者のみ発行可能で、売り手側が買い手側から求められれば発行する義務があります（注…不特定多数を相手にする小売業等の業種では領収書やレシートもインボイスと見なされる）。簡易課税の事業者は、税務署に届け出て登録しないとインボイスを発行できません。免税事業者は、課税事業者ではないために登録できず、発行もできません。（つづく）

※「土門『辛』聞」ではたびたび適格請求書等保存方式（インボイス制度）を取り上げています。こちらも併せてご覧ください。

税制史上稀な不公平税制、「農協特例」の欠陥部分を暴く！（2021年9月号）

インボイス制度の消費税額控除、集荷業界再編の引き金にも（2021年12月号）

